

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、社会各層からの幅広い信頼と期待にこたえるため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要と考えております。そのため、以下の基本的な考えに基づき各施策を遂行しています。

- (1) 経営の健全性・透明性を確保
- (2) 法令の遵守
- (3) 意思決定プロセスの明確化
- (4) 業務執行の適切化
- (5) 適時適切な情報開示
- (6) グループ全体のリスクマネジメント

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則のすべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東海エンジニアリング株式会社	4,267,600	18.95
株式会社藤商事	940,000	4.17
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	789,359	3.51
内海 倫江	680,000	3.02
渡辺 恭江	680,000	3.02
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	668,041	2.97
志野文哉	597,000	2.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行)	462,200	2.05
サン電子従業員持株会	345,700	1.54
種村績	336,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡島 章	弁護士											
宮田 豊	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡島 章	○	○	----	当社事業に対する識見及び弁護士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役として適任と判断し、選任しております。 また、当社との特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドライン3 5.(3)の2)のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

宮田 豊	○	○	---	当社事業に対する識見及び税理士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役として適任と判断し、選任しております。 また、当社との特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準（上場管理等に関するガイドライン3 5.(3)の2）のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
------	---	---	-----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社は、現時点で、常勤の監査等委員である取締役を選定しており、かつ内部監査担当部門との連携が取れる体制を構築している関係上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりません。

但し、「4.1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しておりますとおり、監査等委員会が当該使用人を置くことを求めた場合には、監査補助スタッフとして、内部監査担当部門の従業員がこれを担うこととしております。当該監査補助スタッフを置いた場合には、監査等委員会が選定する監査等委員のみの指揮命令に服し、当該スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を必要とし、業務執行取締役からの独立性を保つ体制にしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、四半期に一度、内部監査担当部門と意見交換の機会を設けております。

また、監査等委員会は、内部監査担当部門が内部統制監査、内部監査を実施した場合には、その都度報告を受ける体制となっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明

【総額】
付与時における、当社の経営環境、株価等を総合的に勘案し、決定します。

【個々の支給水準】
各取締役の役位、業績、業績向上への貢献度を総合的に勘案して決定します。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

企業の成長は、一部経営幹部の働きのみではなく、グループ全体の従業員の働きにより達成できるものと考えておりますので、経営幹部のみならず、グループ全体の従業員をも付与対象としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期において支給した取締役報酬の総額につきましては、次のとおりです。

取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。) 対象6名 86,591千円 (内、ストック・オプション 5,591千円)

取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。) 対象1名 11,000千円

社外取締役 対象2名 3,740千円

また、取締役のうち2名には上記報酬とは別に連結子会社からの報酬等総額236,000米ドルが支給されております。取締役報酬の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書にも記載し、同報告書等は当社ホームページにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役をサポートする専任のスタッフはおりませんが、常勤の取締役を中心に各担当部門が、必要な資料・情報提供、その他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

・取締役会

月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて開催し、グループ経営全般に係る案件について付議・報告を行っております。

・経営会議

取締役、執行役員、常勤の監査等委員である取締役で構成する会議を月1回開催し、経営計画の進捗状況の確認と経営課題の協議を行っております。

・会計監査人

会計監査人は、あずさ監査法人です。宮本正司公認会計士及び山田昌紀公認会計士が監査業務を行っております。監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には公認会計士10名、その他7名であります。

・責任限定契約

当社は、業務執行を行わない取締役との間で会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会(独立性を有する社外監査等委員2名を含む3名)及び会計監査人を設置しております。

取締役としての職務執行の監督権限に加え、監査等委員としての監督権限を付与するモニタリング・モデル型のコーポレート・ガバナンス体制を選択することにより、業務執行者による監督機能を強化できる体制となっております。

このような体制のもと、各役員の能力が有効に作用し、意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性・透明性を確保し、迅速な意思決定ができるものと考え、現在の体制を選択しております。

この機能強化による取締役会における適切な経営の監督・監査を通じ、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、中長期的な企業価値の向上を目指して参る所存であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、法定期日より早期に発送するよう努めております。 第46回定時株主総会（平成29年6月22日開催）に係る招集通知の発送は、法定期日より1営業日早期に発送致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会の集中日を避けて、株主総会の日を設定しております。 今年は、集中日である平成29年6月29日を避け、6月22日に開催致しました。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点では、実施しておりませんが、今後、当社株式の外国人株式保有比率も踏まえ、検討致して参りたいと思っております。 また、招集通知に関わらず、当社ホームページでの情報提供の充実についても、引き続き検討して参りたいと思っております。
その他	株主総会は、株主の皆さまに適切に当社の情報をお伝えし、ご理解を賜る場、また、株主の皆さまの生の声を経営陣を始め、会社伝える建設的な対話の場の一つとして認識しております。 当社情報を株主の皆さまへ適切に伝達すること及び株主の皆さまへの理解を促すという観点から、株主総会のビジュアル化等にも力を入れております。 毎年、当社の株主総会では、事業報告、連結計算書類の説明の際に、グラフを含む説明スライドを表示し、株主の皆さまへの理解に繋がるように努めております。 また、今年からは、事業報告、連結計算書類のご報告については、ナレーションを用い、株主の皆さまへの理解の促進を図りました。 その他、当社への理解を深めて頂くためにも、毎年、株主総会終了後直ちに株主通信を発行し、当社ホームページへの掲載し、発送もしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在、作成・公表はしていませんが、検討して参りたいと思っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在、定期的には開催していません。 今後、当社の企業価値を適正にご理解して頂く場の一つとして、検討して参りたいと思っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末に年1回開催しております。平成29年3月期の決算説明会は、5月24日開催致し、28名の方にご参加頂き、複数の質疑応答もございました。 決算説明会では、決算の概要と今期以降の取組みについて、当社代表取締役社長が自ら説明致しました。 また、経理兼経営企画担当の取締役役も参加し、質疑応答に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種報告書、決算説明資料、会社説明会資料及び株主総会招集通知、株主通信等を当社ホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	現在、経営企画室の2名体制で行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	複数の社内規程にて規定しており、社内の意識醸成を図って参ります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ISO14001」を取得し、環境保全活動を推進しております。 また、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報保護活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	複数の社内規程にて規定しており、社内の意識醸成を図って参ります。
その他	当社には、まだ女性役員はおりませんが、女性管理職は、4名おります。 当社では、女性役員、管理職の登用は、引き続き取り組むべき課題と捉えております。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画については、以下の当社ホームページに掲載し、実施しております。 http://www.sun-denshi.co.jp/company/plan/

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員は、役員規程及び社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
 - (2) 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。
 - (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
 - (4) 社長直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (5) 法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
 - (6) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。
 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 「取締役会」、「経営会議」及びその他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員及びその他の者による重要な決裁に係る情報、ならびに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかる。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と執行役員の役割を明確にする。
 - (2) 取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - (3) 業務執行に当たっては業務分掌規程と、職務権限規程において責任と権限を定める。
 - (4) 重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。
 - (5) 取締役会の運用に関する事項を取締役会規程に、取締役に関する基本事項を役員規程に定める。
 5. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - (2) 当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかるよう求める。
 - (2) 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
 - (2) 当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- ### 二. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
 - (2) 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査等委員会が選定する監査等委員及び内部監査担当部門による評価を求める。
 - (3) 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及びその是正をはかるために、社内通報窓口制度を導入し利用する事を求める。
- ### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- (1) 監査等委員会が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、監査補助スタッフとして、内部監査担当部門の従業員がこれを担う。
- ### 7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (1) 監査補助スタッフは、監査等委員会が選定する監査等委員のみの指揮命令に服する。
 - (2) 監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- ### 8. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）と従業員は、監査等委員会の職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ### 9. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査等委員会に報告する。

（2）監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。

（3）監査等委員会が選定する監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または従業員にその説明を求めることができる。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（この項目において「取締役等」という。）及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

（1）子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

（2）子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査等委員会に報告する。

（3）当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

10. 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社は、当社の監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。

11. 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

（1）当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表取締役と監査等委員会との間で定期的な意見交換会を開催する。

（2）監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方

（1）当社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても、あってはならない。

（2）当社の従業員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、排除する姿勢を示さなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制

（1）反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図ります。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部門長、法務担当部門長及び顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

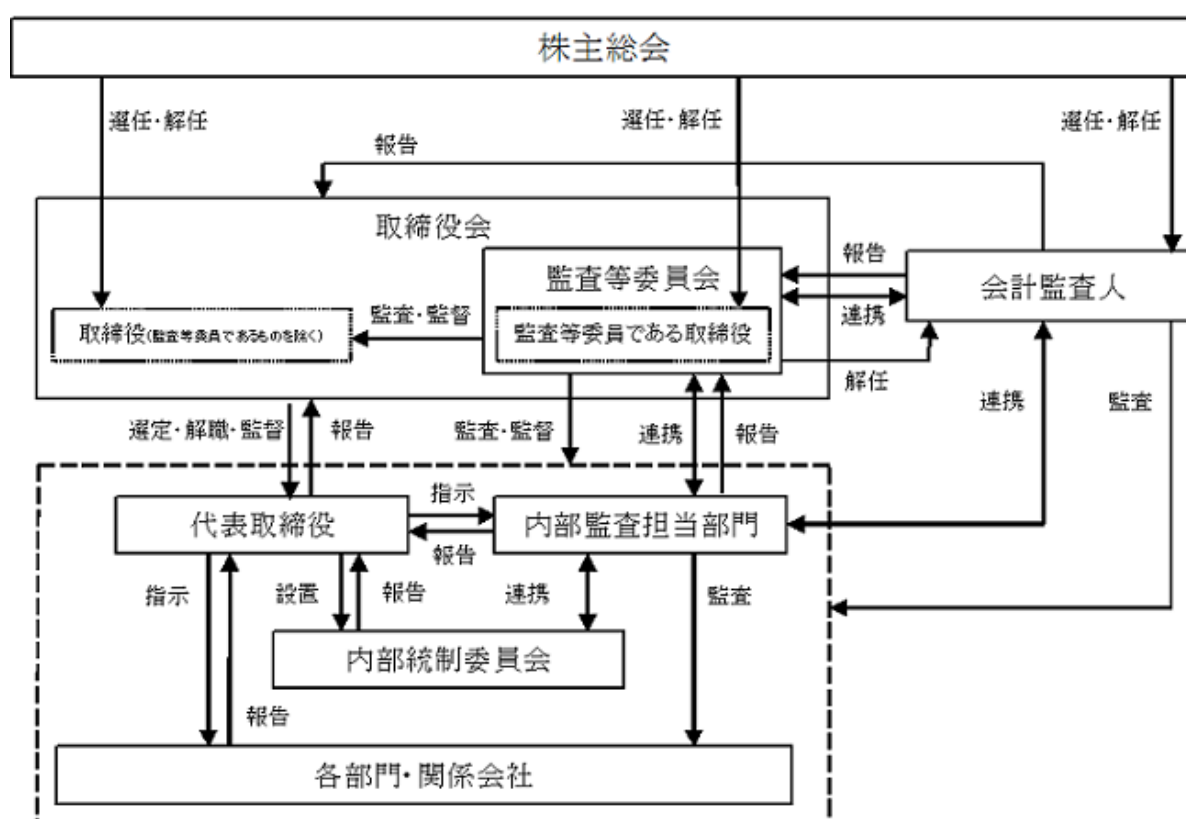
買収防衛策の導入の有無

なし

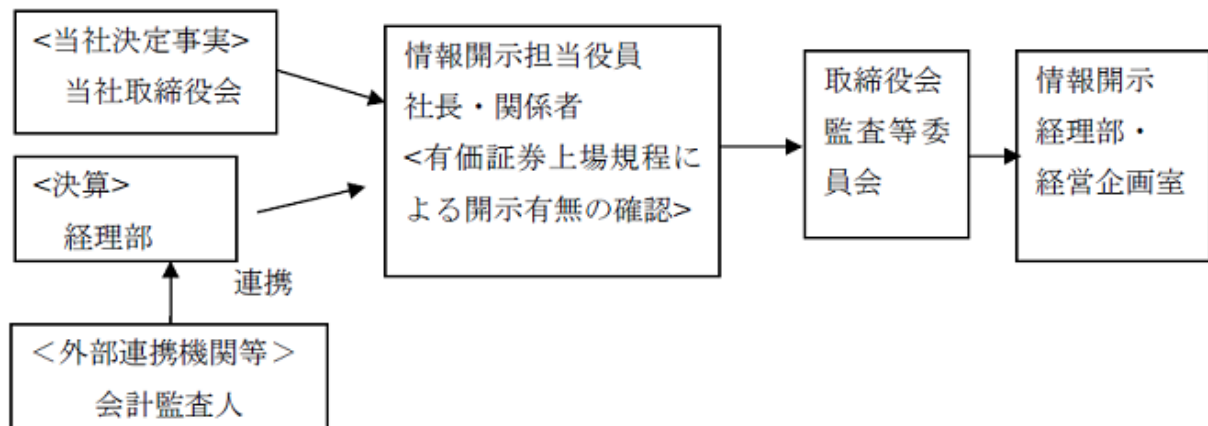
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

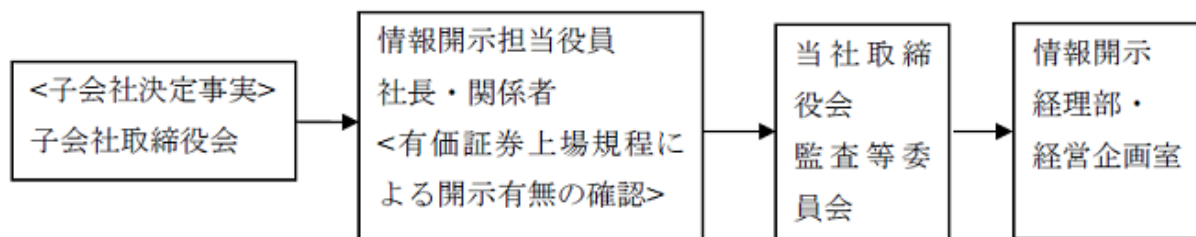
【コーポレート・ガバナンス体制 模式図】



<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報等>



<当社グループに係る発生事実に関する情報等>

